

(第二類 第二号)

第四十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第六号

(四二八)

昭和四十一年四月六日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中村庸一郎君

理事 宇野宗佑君

理事 小川平二君

理事 畑谷忠男君

理事 鈴木善幸君

理事 佐藤孝行君

理事 山中日露史君

理事 堀義光君

理事 田原四郎君

理事 山下榮二君

監視官 日原正雄君

監視官 長野士郎君

監視官 錦木善幸君

監視官 山中日露史君

監視官 山下榮二君

監視官 星智孝君

(四三三)

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出、衆法第三号)

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出、衆法第三号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

去る三日、本委員会に付託になりました三木武夫君外十一名提出の公職選挙法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律

「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧等)」の一部を

次のように改正する。

日次中「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧等)」を「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧等)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等)」に、「第二百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等)」を「第二百二十二条(同時選挙の場合の補充選挙人名簿)」に改める。

第二十六条第一項中「補充選挙人名簿調製の期

日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に、

「登録の申請又は」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」に改め、同条第三項中「補

充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公

示又は告示の日」に改め、「達しなくとも」の下に

「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」を加え、「申出により」を「申出をしたことによ

り」に改め、同条第四項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の現

在」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定による補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、当該市町村の選挙管

理委員会に対し、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はこれらの抄本の閲覧を求めることができる。

第二十七条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ補充選挙人名簿の縦覧の場所を告示しなければならぬ。

第二十七条第三項中「調製、縦覧、異議の申出

に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法等は、政令で定めるところ

により」を「調製の期間並びに縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間等は」に改める。

第二百二十二条の見出しを「(同時選挙の場合の補

充選挙人名簿)」に改め、同条に次の二項を加え

る。

2 第百十九条(選挙の同時施行)第一項又は第二

項の規定により同時に選挙を行なう場合においては、補充選挙人名簿については、選挙の期日がさきに告示された選挙につき調製された補充

選挙人名簿によるものとする。

第二百四十四条の二第一項中「衆議院議員及び都道

府県知事の選挙において午前九時から午後五時ま

での間に限り、参議院議員の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において午前

七時から午後八時までの間に限り」に改める。

第二百一一条の十二第二項中「衆議院議員及び都

道府県知事の選挙については午前九時から午後五

時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」に改

める。

第二百七十三条の二に次の二に改める。

2 第二百七十三条の二に次の二に改める。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法第百四十条の二及び第二百一条の十二の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆

議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日(以下「施行日」という。以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、都道府県知事の選挙については施行日から起算して一月を経過した日から適用する。

施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日前までにその選挙を告示された参議院議員の選挙及び施行日から

の期日を告示された衆議院議員の選挙、施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日前までにその選挙の期日を告示された都道府県知事の選挙についても、なお、この法律による改正前の公職選

挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の二の規定を除く。)の例による。

(補充選挙人名簿に関する経過措置)

第三条 昭和四十一年四月三十日までにその選挙の期日を公示又は告示された選挙については、こ

の法律による改正後の公職選挙法第二十六条、第二十七条、第二百二十二条及び第二百七十三条の二の規定にかかるわざず、なお従前の例による。

この法律による改正前の公職選挙法の規定によ

る改正後の同法第二十六条、第二十七条及び第二百二十二条の規定にかかるわざず、昭和四十

五年一日以後においても、なおその効力を有す

(調則に関する経過措置)

第四条 この法律の適用前にした行為及び附則第二条第二項の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第一百二十二条及び第二百七十三条の二の規定を除く。)の例により行なわれる選挙に関するこの法律の適用後にした行為に対する調則の適用については、なお従前の例による。

理由

補充選挙人名簿の登録手続等の合理化を図るとともに、連呼行為ができる時間の統一を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村委員長 まず、提案者から趣旨の説明を求めます。鈴木善幸君。

○鈴木(善)議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、その提案理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

御承知のとおり、昨年七月十日に公職選挙法の一部が改正され、衆議院選挙または参議院選挙につきましては、それぞれ次の総選挙または次の通常選挙から実施することとされたのでありましたが、これが制度面及び運用面についてさらに検討を加えました結果、さしあたり改正を行なうことが適当であると認められる事項を取りまとめて、公職選挙法の一部を改正する法律案として、今日提出することいたしました次第であります。

以下、そのおもな内容について概略御説明いたします。

第一は、補充選挙人名簿の登録手続及び調製手続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿は、選挙期日の公示または告示の前日までに登録の申出をした者について調製することとし、選挙期日は簡単でよろしいですから、各党からひとつ御意見を伺わせていただきたいと思います。

廃止することとしたのであります。

また、登録の申し出をするにあたり、必要がある場合には、現に努力を有する選挙人名簿またはその抄本の閲覧を求めることができるところといたしましたのであります。

なお、右に伴い、登録の申し出及び選挙人名簿等の閲覧の請求は、市町村の選挙管理委員会の職員の執務時間内にしなければならないことといたしましたのであります。

第二は、運行中の選挙運動用自動車または船舶の上において選挙運動のための連呼行為をすることができる時間が、衆議院選挙及び知事選挙の場合と參議院選挙の場合とで相違しておりますので、これを統一して、一律に午前七時から午後八時までの間に限ることとしたのであります。

また、運行中の確認団体の自動車の上において政治活動のための連呼行為をすることができる時間についても右の場合と同様に統一することといたしましたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞすみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○島上委員 ただいま提案されました一部改正に関しましてお伺いします。

選挙人名簿の調製については従来もいろいろ意見があり、検討されてきたところであります。

島上善五郎君。
常選挙から実施することとされたのでありました。これが制度面及び運用面についてさらに検討を加えました結果、さしあたり改正を行なうことと認められる事項を取りまとめ、公職選挙法の一部を改正する法律案として、今日提出することいたしました次第であります。

以下、そのおもな内容について概略御説明いたします。

第一は、補充選挙人名簿の登録手続及び調製手続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿は、選挙期日の公示または告示の前日までに登録の申出をした者について調製することとし、選挙期日は簡単でよろしいですから、各党からひとつ御意見を伺わせていただきたいと思います。

○鈴木(善)議員 ただいまの島上委員の御質問、御意見にありましたように、住民登録と選挙権の登録といふものは常に一致させることが必要であり、また、処理上におきましてもそういう観点であります。

私どもは、すみやかに政府の関係各部局においてこの問題を検討されまして、合理的な手続ができるようすみやかに処理すべきである、かように考えて提案を申し上げたような考え方であります。

○山中(日)議員 ただいま鈴木委員からお話をありましたように、私どももやはり同一の考え方を持っております。いろいろ自治省のほうにもお聞きいたしましたけれども、昨年度から住み合帳制度合理化調査会といふものがございましたので、これを統一して、一律に午前七時から午後八時までの間に限ることとしたのであります。

また、運行中の確認団体の自動車の上において民合帳制度合理化調査会といふものがございましたので、これを統一して、それが事務的なりいろいろな問題があつて障害があるならば、その障害をやはりここで明らかにしておきながら、各省がそのセクトにあつて障害があるならば、その障害をやはりここで明瞭にしておきながら、各省がそのセクトに思ひたのですが、島上委員の質問の趣旨であるところの住民登録と選挙の登録と同一にあらしめたいところです。

○山下議員 ただいまの島上委員の質問の趣旨であるところの住民登録と選挙の登録と同一にあらしめたいところです。これは可及的すみやかにやるべき問題であつて、それが事務的なりいろいろな問題があつて障害があるならば、その障害をやはりここで明瞭にしておきながら、各省がそのセクトに思ひたのですが、島上委員の質問の趣旨であるところの住民登録と選挙の登録と同一にあらしめたいところです。

○島上委員 ただいま提案されました一部改正に

お答えは、この法案について私は私どもさようだり、また、処理上におきましてもそういう観点であります。この程度の改正をさしあたり行なうべきではなかろうか、かように考えて提案を申し上げたような次第でございます。

○堀委員 ちょっと関連して。いまの山下委員のお答えは、この法案について私は私どもさようだり、また、処理上におきましてもそういう観点であります。この程度の改正をさしあたり行なうべきではなかろうか、かのように考えて提案を申し上げたような次第でございます。

○山下議員 お説のとおりであります。しかしながら、御承知のとおりまだそこまで用意が整っていない御答弁と山下委員の御答弁がその点はつきりしておられませんでしたから、あわせてひとつ御答弁をいただきたい。

○山下議員 お説のとおりであります。しかし、お答えは、この法案について私は私どもさようだり、また、処理上におきましてもそういう観点であります。この程度の改正をさしあたり行なうべきではなかろうか、かのように考えて提案を申し上げたような次第でございます。

○島上委員 それでは自治省に、これはどなたが適當か私よくわかりませんが、所管の方からの御答弁でけつこうです。昭和三十七年五月の法改正で、公職選挙法の附則にこういうことが改正されたのであります。附則七項に、「選挙人名簿については、住民登録法(昭和二十六年法律第二百八号)第三条の住民票に基づきこれを調製し、毎年定期に及び選挙を行なう場合においてはそのつど、これに登録されていない者を登録する制度をすみやかに実施しなければならない。」こういう改正がされたわけですが、それ以来もうすでに満三

年近くに今日なっているわけです。すみやかにこの制度を実施しなければならない、こうなつておられます。が、この制度を実施するために自治省はその後どのような準備なりあるいは行政指導なりを行なつてきたかということを伺いたいわけです。

○長野政府委員 住民登録法に基づきますところの住民登録と選挙人名簿の関係でござりますが、確かに法律の附則でそういう規定が設けられまして、その統一的な運用のすみやかな実施を要求されておるわけであります。ただ、現在、現行制度におきまして、選挙法におきますところの選挙権の要件あるいはその運用の実態、選挙人名簿の調製の手続といふものと、住民登録法におきますところの住民登録の手続その他等が、そのまま必ずしも合致するといふわけにはいかない。そこでこれの調整をしなければならないということが問題になるわけでございます。そこで、住民登録の運用の実際等を考えまして、住民が市町村等の窓口を通じまして登録をしなければならない。行政上要求をされておるもののが相当な種類にのぼっておりますようでございます。一般的なものにおきましても大体二十種類くらいあるそうでございます。選挙人名簿の関係もその一つでございますが、そこで、住民登録を含めまして、また選挙人名簿の登録を含めまして、住民台帳と申しますか、住民が登録する制度を合理化いたしましたために、住民台帳制度合理化調査会というものが法律に基づきまして三十九年の五月から発足をしております。そして、それが任期二年でございまして、現在、台帳のそういう意味での立法化と申しますか合理化について、学識経験者や、関係の各省の行政に必要なこういう手続の合理化に關係の深い人たちが集まりまして、現在審議を行なつておる最中でございます。選挙法のたてますから申しますと、これは私どもはやはりそういうふうんとうに住所を証明するに足る。実際に生活の本拠というものがはつきりと証明されるようなものでござりますと、それに基づきまして選挙人名簿をつくること

から手続の上でも非常にいいことだと思います。それでの行政の分野にわたる人たちがお互いの立場におきまして住所の認定をするなんということとは、非常に繁雑でもあるし、また相互に矛盾するおそれもありますので、やはりそういう合理化ができることが非常に望ましいと思っておりま

思います。そこで、これは法務省の方に伺いますが、どこに欠点があるかは存じませんけれども、現在の住民登録の確率と申しますか、正確な登録の率ですね。都市においては確率が非常に低い、非常にといつても、私の聞いているところでは、三割くらい間違いがある。間違いというか漏れといふか、現実に住んでいる人の漏れといふかが、少しあると思いますが、そういうことを伺いましてが、それは事実であるかどうか。もし事実であるとすれば、どこにそういう原因があるのか。住民登録法が不完全なのか、あるいは調査なりその他行政措置の面で粗漏があるのか。その点を伺います。

○**里説明員** お答え申し上げます。
住民登録の正確性につきましては、全
たい。

部の完全な調査をいたしたわけではございませんけれども、抽出して調査いたしましたところ、一般的に申しますと、正確性は九〇%以上と申し上げができることができると思うのでござりますが、ただ、ただいま御指摘がありましたように、都市部におきましては、これは数字はちょっと正確など、ころはわかりませんけれども、正確性がかなり落ちるということは遺憾ながら事実のようござります。その原因といたしましては、結局、都市部におきましては、住民の移動が非常に激しい。入ってくる者、出していく者が非常に激しいために、なかなか正確なところがつかみがたいというのが実情のようでございます。そこで法務省といたしましては、毎年定期に実態調査をやって住民の居住の実態を調べるようについてことを指導いたしました。

ておりますが、かなり成績があがつておるようですがござります。住民登録は、原則といたしましては、住民の申告によつて登録する制度でござりますけれども、職権でも登録ができる仕組みになつておりますので、結局は市町村側で住民を把握するため、実態調査をいまよりももとひんぱんに行なうということ以外には正確に住民を把握するということはむずかしいのではなかろうかといふふうに思われるのでござります。

○島上委員 住民登録が移動の激しい都市部において確度が落ちるということは、二週間以内に登録しなければ五百円以下の過料に処するという規定がありますけれども、その住民登録さしても、なくとも、その人の日常生活や、あるいは今度選挙権行使するといったよなことや、そういうことにほとんどといつてもいいほど関係がない。そういうところに、まあ忙しいし、めんどくさいし、どんなになつてもいいわといふことになつて、届けがあまり励行されないという原因がありますせんか。どうでしよう。

○星説明員 確かに御指摘のよなこともあります。やはり何か住民登録をしたことによつて権利義務の行使に直接つながり、影響があるというふうになりますと、励行がもつとできるのではないかとうかといふふうに考えておりますので、この点につきましては、先ほどちょっとお話を出ましたように、市町村の住民台帳制度合理化調査会におきまして、そういうよな点も考慮に入れてたゞいま研究しておるところでござります。

○島上委員 自治省の選舉局に伺いますが、選舉局の措置もござりますることでございまして、それは多少誤つて登録をいたしましたり、あるいは脱漏をいたしておるようなときがあるかと思いますけれども、私どもはこれは常に一〇〇%正確に調査に請け合つておるが……。

○長野政府委員 法律には偽登録その他の罰則

○島上委員 ただいまの答弁からうかがつても、かりますように、現実に住民登録の確率は選挙名簿の確率より低いようです。もし住民登録に基礎を置いて選挙人名簿を調製するということになつて、その確率が低下するようになることになる、と、問題だと思うのです。むしろ確率をいままでの選挙人名簿よりも高めるというふうにならないと、これはわれわれがせつかく住民登録と基本名簿、補充名簿を合致させようとする目的なり意図なりと反するわけですから、これについては、住民登録法のことを改正するとか――これはいすれ会を致させるためには、住民登録法も選挙法もあるいは地方自治法も一部改正をしなければならぬかとおもいますが、いま調査会がせつかく案を検討しているところです。それとも、法律はこのままでよいが、本人の申し出以外に職権でも登録法をか、住民登録法をこういふうに改正をしたならばもっと確率が高まる。それとも、法律はこのままでよいが、本人の申し出以外に職権でも登録法をかどりうか。法改正をしなければむずかしいのか、この法律のままで確率を高めることができるかどうかといふことについて、ちょっと法務省から……。

ただいまお話をありましたが、選挙人名簿より住民登録のほうが確率が低いという点につきましては、多少問題があらうかと存じます。私が、ごく控え目に約九〇%以上の確率と申し上げましたのが、法務省としては、必ずしも選挙人名簿より住民登録のほうが確率が低いとは考えておりませ
ん。ただ、これは両方突き合わせての正確な数字ではございませんから、どちらが確率が高いかといふことは、それぞれ所管省で自分のほうが高い

というようなことになりますので、その点はおきまして、住民登録自体につきましては、やはり実態を調査するといふことが一番重要な点だと存じます。

度には転出制度といふのを設けておりませんで、ある市町村から他の市町村に住居を移すという場合には、住居を移した先の市町村で転入の届けをいたしまして、その転入の届けによつて、もとの住所地の市町村に通知がいきまして、その通知にありますので、私どもいたしましては、やはり住民登録法に転出制度を設けて、そうしてある市町村から転出すれば、すぐその瞬間ににおいてそこの住民でなくなるということが当該市町村で把握できることと、いう制度にしたほうがいいのではなかろうかといふことで、ただいま検討を進めております。その転出制度を設けることと、先ほど申し上げました実態調査を積極的に行なうということと、二つ相まわすれば、住民登録制度の正確性をほぼ完全に近いところまで高めることができるのでなかろうかと考えております。

○ 煙委員 関連して、自治省とそれから法務省両方にちょっと伺いたいと思います。

自治省のほうの関係では、いまの選挙人名簿の作成、これには全然住民登録それ自体は参考にしていいのか。全然それとは関係なしに、実態である九月十五日現在で――何か各戸に調査員なんか回ってきてまして、そしてこれに書いてくれとかと来ますね、それはぼくら覚えているのですが、それだけでもやつているのか、あるいは、いま言つた住民登録をまず最初に基盤にして――法律的にいは基礎じゃないけれども、法律的じゃなくて事実上基礎にして、それをさらに間違いなかろうかなどいろいろことを調査するやり方でやつているのかどうかということです。

のときの基本選挙人名簿のときの九月十五日とうのは、家にいてときどきそういうのが来ますから覚えておりますが、住民登録のほうは、何か定期的にそういうことをやっているのかどうか。そうでないとすると、結局、住所が移転してもたいて必要がなければ届けをしないでほうつておくということがあるのです。まあ印鑑証明をもらうとかあるいは登記をするとかそういうようなときには、どうしてもやはり住民登録がはつきりしてないと不利だからほうつておくことができない。あるいはそのほかに例の米穀通帳云々、ああいうものもそんなに必要なくなつたということになつてくると、実利がないから、ほつたらかしておく例が多いのであります。それにはやはり定期的にやつてあるのか、どんなふうにして戸別調査をやつしているのか、その辺を伺いたい。

○長野政府委員　選挙人名簿の調製のために住所の調査をいたします際に、もちろん住民登録されておるかどうかということをまず一番有力な資料にはいたしております。そうして、ただそれだけではあれでござりますので、ほかの生活環境をあらわすような資料、及びそれでも確証が得られない場合には、実態調査をあわせて行なうといふようなことをいたしておりますが、いずれにしても、住民登録が済んでおるかどうかということは、住所の認定にあたりましては非常に有力な資料の一つとして用いておることは、お話をとおりでござります。

○星説明員　ただいまお尋ねの住民登録の実態調査の方法につきましては、法務省をいたしましては、画一的な方法でやるようによりう指導はいたしておりません。それで、各市町村の規模に応じまして、それぞれの最も適切なと思われる能率的な方法でやるようとにいうふうに指導をいたしております。

その一例を申し上げますれば、あまり大きくなない市町村では、一定の日をきめまして、市町村の職員のほとんど大部分の者にそれぞれの担当地区

要の事項を転記したカードを持たせまして、そして各戸に調査をして、それと従来の住民票とを突き合わせて、事実上転入してきていたが、転入届けの出でない者にはその場で転入届けをすつと書かせて、それから、事実上転出していないと何がしかの報酬を出していまして、それが、そしてただいま職権を使ったと同じような方法で調査をするというようなことをやつていて、うに承知いたしております。

○ 烟委員 そうしますと、市町村によって相当規模が違う、やり方が違うといふようなことです。そりいつた調査の経費といふようなものは、法務省で出すのか、市町村で自分で出すのか。市町村自体で全部それをやるということになれば、どうしても資金の少ない市町村、財政の悪い市町村はそれを怠りがちだということになるので、どうしても全國画一的に調査がまんべんなく同じような程度に行なわれないという傾向が出ると思うのです。特に今度のような方向で、住民登録を中心として、これを選挙法のほうにまで法規的、法律的に同じ、それを基礎にしてやっていくという方向にならねばなるほど、どうしても住民登録が正確に事実に合つてないといかぬ。これの正確を期すことが重要だと思う。

ところで、いま自治省のほうの話では、そういうことで住民登録を一応基礎として、それを参考になると、いま法務省のほうではその確率度が平均して九二%ぐらいはあると思つておる。そういう話であるけれども、どうもそういうところからすると、市町村によつて度合いも違うし、完全に規制していいないしといふことになると、選挙人名簿のほうが確率がよくて、住民登録のほうが悪いうな感じがするのですが、その辺はどうで

○星説明員 実態調査の費用につきましては、ちょっと数字をいま覚えておりませんけれども、交付税の中に算入されておりまして、そして年に一度は行ない得るというようなたてまえになつておるはずでございます。市町村が自分の住民を把握するということは、市町村としてはもちろん重要なことは、なことなわけなんでございますから、これはもう市町村が率先してやらなければならぬはずなんでござりますけれども、実情はや完全とも言いたいところもあるようでございます。市町村としては、できる限りの範囲で正確を保つようにいまして、そういう意味では、選舉人名簿とどちらが正確かという点は、必ずしも選舉人名簿よりも正確じやないといわわけではなからうと存じます。

○島上委員 ほくはいまこの住民登録法をさつと見て気がついたことです、この住民登録法では正確を期するにはやはりなかなかむずかしいといふような気がするわけです。たとえば、第十九条には「届出は、世帯主がしなければならない」、二十条には「届出は、本人の住所地でしなければならない」、二十一条には「届書には、本人の氏名及び届出の年月日を記載し、届出人又はその代理人がこれに署名し、印を押さなければなりません」と、あとで三十条に「正確な実施を図るために、いろいろなことが行なわれることを疑うに足りる相当な理由があるときは、事実の調査をすることができる」というように、事実の調査をすることができるようになつていますけれども、「事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるとき」ということになつてますが、

この届け出の際に、以前はどこに住んでいて、今度どこに移転したということを立証するに足る文書類の添付が特に必要とされていないようですね。ただ本人が行って、こちらに引つ越してきました。届け出の年月日と、届け出人またはその代理人がこれに署名して、判を押すということだけです。することが足りることになつておりますから、これは、もしやろうとすれば、虚偽の届け出でも二重の届け出でも登録できるではないかと思うのですが、もしかするとすれば、虚偽の届け出でも二重の届け出でも登録できるではないかと思うのです。そうしてこれに対する「五万円以下の罰金に処する。」という処罰の規定はありますけれども、事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは調査するといつても、町村などで人口の比較的少ないところは、それはわりに調査也可能かもしれませんけれども、大都市のようなどころでは、この提出書類だけでは「事実に反することを疑うに足りる」といふ、その疑うということがなかなかむずかしいと思うのです。疑うに足りる理由がなければ調査もできないですから、こうなると、二重の登録、不正の登録をすることが少なくともできる。そういうざる法的な欠点がある、こう私はいまひとつこれを見て感じたのですが、いかがでしょうか。

○島上委員 いまほどの住民登録を二重にしてあるいは虚偽の届け出をして登録をしても、そのことのために利害関係や権利関係にそうたいして影響するということがないから、故意にやる人もなからうと思うのです。私が伺つておるのは、これが基礎になつて選挙人名簿を調製するというところになつた際には、あるいはそつする際には、これでは不十分ではないか、これでは虚偽の登録もあるいは二重登録もやろうと思えばできる抜け穴があるから、住民登録を基礎にして選挙人名簿を調製する際にはこれでは不十分ではないか、こういうことを伺つておるわけです。

○星説明員 住民登録だけでは選挙人名簿がすでに完全であるということはあるいは申し上げにくいかもしませんけれども、住民登録とそれから選挙人名簿の調製の際における調査と両方相まちますれば正確なものになるのじやないかと思います。かりに選挙人名簿を調製するほうで住民登録を無視し、全然問題にしないで、その独自の調査だけですることはやはり不足な点があると思いますので、両々相まちますすれば選挙人名簿の正確度をより高めることができるのでじやないかと私は存じます。

○島上委員 これで質問を終りますが、それはそらでしょ。いまやつておるよに住民登録を参考にしてその上にさらに調査をする。あるいは補充名簿の申し出を受け付けるというようなことをやつておれば完ぺきを期することができます。住民登録のほうでも調査をしますから、できますが、私たちがいま考へておるのは、住民登録が一〇〇%完全なものではわけにいかなくとも、九五%以上完全なものであれば、それだけを根拠にして選挙人名簿をつくつて、永久名簿式の名簿をつくつてもよいことになるのではないか。むしろそのほうがよくなはないかということを考えておるために、そうするにはこの法律ではまだ不完全であるよう私にはいま思うわけであります。先ほどの答弁によつても、ある時間はそれをやろうと思えばやれるし、完全に防

卷之三

卷之三

ぐ手はないということでしたが、もし住民登録と完全に一致させる、住民登録だけを基礎にして選挙人名簿を調製するということをいたすといたしますれば、そういう時間的にもせよ何にしても、

二重に登録したり虚偽の登録をしたりすることは、絶対なくするということはあるいはむずかし

いかがでしれませんか。最小限度に防止する方途は、法改正の点でも講じなければならぬというふうに私は思うわけです。別にこれは特に答弁は要

りませんが、これは今後私たちそらいう改正をするまでに検討を深めていかなければならぬと思ひます。

それから、これも別に答弁は要りませんが、さつき長野局長から御答弁がありましたら、どう

も少しはつきりしないようで、これは希望しておきますが、せつかく附則に、先ほど私が読み上げた

すうに、住民登録に基づいて選挙人名簿の調製の際にも、補充登録をする際にも、これに基づいて登録する制度をすみやかに実施しなければならぬ

い、こういうふうになつておりますから、そのような制度を実施するための準備なり行政指導なり

をも、ときどきちゃんとやってもらいたて、早急にそうちう制度が実施できるようにお願いしたいと思います。

○中村委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分開會

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第 四号中正誤		ペシ段行 誤 正	
一 二 三	三 三 君	一 二 三名	一 二 三
二 三 八	あまりす	あります	一 二 三
二 四 三	特別法	特例法	一 二 三
八 一 元	染野公述人	染野参考人	一 二 三
八 二 八	宮島公述人	宮島参考人	一 二 三
〇 三 二	大臣大蔵	大蔵大臣	一 二 三
一 二 三	全く同じ	全く同じ	一 二 三
五号中正誤	公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第 五号中正誤	公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第 五号中正誤	一 二 三

昭和四十年四月九日印刷

昭和四十年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局